

令和4年度学生合宿交流促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県外の文化・スポーツ団体による文化・スポーツ合宿を支援することにより、本市の文化・スポーツ活動を通じた交流人口の拡大及び地域活性化、更なる文化・スポーツ活動の振興を図るため、村山市補助金等交付規則(昭和37年5月25日規則第13号)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 文化・スポーツ合宿

村山市内において活動・練習を行い、村山市内の宿泊施設において連続して3泊以上生活をともにするもの

(2) 文化・スポーツ団体

山形県外に所属する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、専修学校の児童又は生徒、学生で構成する団体

(3) 宿泊施設

旅館業法(昭和23年法律第138条)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業に係る施設(ただし、合宿所、文化・スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場等は除く。)

(4) 合宿参加者

文化・スポーツ団体が行う文化・スポーツ合宿において練習・活動を行う者、指導者(部長又は監督、コーチ、マネージャー等)及び保護者等

(5) 交流事業

文化・スポーツ団体が文化・スポーツ合宿期間中に行う市民を対象とした文化・スポーツ教室等

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、文化・スポーツ団体による文化・スポーツ合宿及び交流事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(1) 大会やイベントに参加することを主たる目的とするもの。

(2) 営利を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(4) 別途村山市の負担金又は補助金を受けているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、文化・スポーツ団体を代表する者とする。

(補助金の額)

第5条 文化・スポーツ合宿に伴う補助金の額は、合宿参加者の延人数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、1回につき150,000円を限度とする。
2 交流事業開催に伴う補助金の額は、指導謝礼として50,000円以内とする。ただし、複数団体が共催する交流事業の場合は代表1団体のみに補助金を交付する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金交付申請書（様式第1号）の提出期限は、次の各号に掲げる書類を添え合宿実施1か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該年度の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、当該補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付並びに額を決定し、補助対象者に条件を付して通知をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 補助対象者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更(事業費の10分の2以内の軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助対象事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - 2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の請求)

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受領したときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。この場合においては当該補助金の交付決定書の写を当該請求書に添付しなければならない。

(事業実績報告)

第10条 事業実績報告書(様式第2号)の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日とし、次に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取り消)

第11条 市長は、補助対象者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは実績報告に基づく事業の精算額が補助額以内のときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の保存)

第13条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、村山市補助金等交付規則による。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。